

第1回 教育委員会会議日程

開催期日 平成30年4月26日(木)

開催時間 17時00分

開催場所 芽室町中央公民館2階図書資料室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第1号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

日程第5 報告第2号 区域外就学認定の件(非公開)

日程第6 報告第3号 就学指定校変更(学校選択)認定の件(非公開)

日程第7 報告第4号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)

日程第8 議案第1号 芽室町図書館協議会委員委嘱の件

日程第9 議案第2号 芽室町教育振興基本計画策定委員会委員委嘱の件

日程第10 議案第3号 芽室町教育支援委員会委員委嘱の件

日程第11 議案第4号 芽室町教育研究所職員委嘱の件

閉 会

日程第 4

報告第 1 号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第 19 条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

平成 30 年 4 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

平成30年度就学援助認定総括表

(平成30年4月1日現在)

申請世帯	194 世帯
認定世帯	167 世帯
要保護世帯	4 世帯
準要保護世帯	163 世帯
経済的困窮世帯	86 世帯
児童扶養手当受給世帯	70 世帯
町民税非課税世帯	5 世帯
国民年金保険料免除世帯	2 世帯
生活保護廃止世帯	世帯
不認定世帯	27 世帯
認定廃止世帯	世帯

◎最近5年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
25	274	244	30	6	17.8
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7

(内数)

◎準要保護認定者数一覧(1月15日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	10	14	15	16	18	18	91
上美生小学校			1		1	2	4
芽室西小学校	8	7	9	6	7	13	50
芽室南小学校		2		2	2	1	7
合計	18	23	25	24	28	34	152

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	27	15	19	61
上美生中学校	2	2	1	5
芽室西中学校	12	9	9	30
合計	41	26	29	96

合計 248

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
2	6	9	8	9	8	42
		1		1		2
2		4	2	4	5	17
					1	1
4	6	14	10	14	14	62

(中学校)

1年	2年	3年	計
10	5	5	20
1			1
4	2	5	11
15	7	10	32

合計 94

●準要保護不認定者数一覧(1月15日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	2	4	4	4	2	3	19
上美生小学校	1						1
芽室西小学校	1	1	1	2	1	2	8
芽室南小学校							0
合計	4	5	5	6	3	5	28

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	4	3	5	12
上美生中学校	1			1
芽室西中学校			1	1
合計	5	3	6	14

合計 42

○町民税非課税世帯

芽室小学校	5年	1人
芽室西小学校	2年	1人
芽室南小学校	2年	1人
	5年	1人
芽室中学校	1年	1人
芽室西中学校	2年	1人

○国民年金保険料免除認定者数

芽室小学校	5年	1人
芽室西小学校	2年	1人

◎要保護認定者数一覧

芽室小学校	6年	1人
芽室中学校	3年	2人
芽室西中学校	3年	1人

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齡児童又は学齡生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

日程第 5

報告第 2 号

区域外就学認定の件（非公開）

学校教育法施行令第 9 条第 1 項の規定に基づく区域外就学の認定について、報告します。

平成 30 年 4 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

日程第6

報告第3号

就学指定校変更（学校選択）認定の件（非公開）

芽室町立小、中学校通学区域制度の弾力的運用に関する要綱第7条の規定に基づく
就学指定校の変更について、報告します。

平成30年4月26日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

日程第7

報告第4号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第5条第2項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

平成30年4月26日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

日程第 8

議案第 1 号

芽室町図書館協議会委員委嘱の件

芽室町図書館設置及び管理条例第 6 条第 4 項の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

平成 30 年 4 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

芽室町図書館協議会委員委嘱（後任）予定者名簿

○委嘱予定者 大 村 篤 志 芽室西小学校長

○委 嘱 期 間 平成30年4月1日～平成31年5月31日

○委嘱の理由

平成30年3月31日付で前任の渡會崇善氏（芽室西小学校長）が転出したことにより欠員となった委員の後任を委嘱しようとするものです。

なお、委嘱期間については、前任者の残任期間とするものであります。

芽室町図書館協議会委員名簿

所 属	氏 名	備考
学校教育関係者（芽室西小学校長）	オオムラ アツシ 大村 篤志	任期 平成30年4月1日 ～平成31年5月31日
学校教育関係者（芽室西中学校長）	トヨダ トシカズ 豊田 利一	
学校教育関係者（芽室高等学校長）	ツチヤ マコト 土屋 亮	
社会教育関係者（こずえの会）	ナリサワ ショウゾウ 成澤 庄藏	
社会教育関係者（おやこっこおはなし会）	ナカムラ リツコ 中村 りつ子	
学識経験者	クリス ナオコ 栗栖 尚子	
学識経験者 公 募	ヤマシタ タダシ 山下 正	
学識経験者 公 募	アシダ チアキ 蘆田 千秋	

※任期 平成29年6月1日～平成31年5月31日

○芽室町図書館設置及び管理条例

平成12年 3月10日条例第8号

改正

平成24年 3月13日条例第2号

芽室町図書館設置及び管理条例

芽室町図書館設置及び管理条例（平成元年条例第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、芽室町図書館（以下「図書館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集、整理保存して町民の利用に供し、その文化、教養、調査、研究、レクリエーション等に資するため、芽室町に図書館を設置する。

2 前項の図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 芽室町図書館

位置 芽室町東4条3丁目6番地1

（職員）

第3条 法第13条の規定に基づき、図書館に館長及び専門職員等必要な職員を置く。

（入館等の制限）

第4条 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、図書館の入館又は利用について制限を設け、その他必要な条件を付することができる。

(損害の弁償)

第5条 利用者が、施設、設備、器具及び図書館資料等を甚だしくき損、又は汚損、若しくは紛失したときは、現品又は相当の代価をもって弁償させることができる。

(図書館協議会)

第6条 法第14条の規定に基づき、芽室町図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

3 委員の定数は、10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前項の規定にかかわらず、教育委員会は特別の事情があるときは、任期中でも委員を解職することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芽室町図書館設置及び管理条例（以下「改正前の条例」という。）第5条の規定により置かれている芽室町図書館協議会は、この条例による改正後の芽室町図書館設置及び管理条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の規定により置かれた芽室町図書館協議会とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第5条の規定により芽室町図書館協議会の委員に任命されている者は、改正後の条例第6条第2項の規定により芽室町図書館協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、委員の任期は、その者が改正前の条例第5条の規定により任命された日から起算する。

(芽室町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部改正)

- 4 芽室町公共施設の暴力団排除に関する条例（平成10年条例第2号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成24年3月13日条例第2号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の条例第6条の規定により芽室町図書館協議会の委員に任命されている者は、改正後の条例第6条第2項の規定により芽室町図書館協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、委員の任期は、その者が改正前の条例第6条の規定により任命された日から起算する。

日程第9

議案第2号

芽室町教育振興基本計画策定委員会委員委嘱の件

芽室町教育振興基本計画策定委員会設置条例第4条第2項の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

平成30年4月26日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

芽室町教育振興基本計画策定委員会委員（後任）予定者名簿

○委嘱予定者 横 山 一 仁 芽室中学校教頭

○委嘱期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

○委嘱の理由

平成30年4月1日付の教職員人事異動により欠員となった委員の後任を委嘱しようとするものです。

なお、委嘱期間については、前任者の残任期間とするものであります。

芽室町教育振興基本計画策定委員会委員名簿

委嘱日 平成 29 年 10 月 30 日

	氏名	学校名等	備考
学 識 経 験 者	内山ひさ子		学校法人 十勝立正学園理事長
	村椿 武彦		北明やまごと幼稚園 副園長
	土屋 亮		北海道芽室高等学校 校長
	嶋野 幸也		白樺学園高等学校 校長
	太田 寛孝		芽室町商工会 副会長
教 職 員	豊田 利一	芽室西中	校長会
	横山 一仁	芽室中	教頭会 H30年4月1日～
	藤原 里絵	上美生中	振興会
校 下 保 護 者 代 表	千葉 和範	芽室西小	市街地小
	成瀬 靖彦	芽室中	市街地中
	飛田 敬貴	上美生小中	上美生地区
社 会 教 育 委 員	岩野 真志		
	島影由里香		
	栗栖 尚子		
	福井 栄子		
	坂本真智代		
そ の 他	伊藤 治久	社会福祉協議会	
	古川 誠	柏の里めむろ	

○芽室町教育振興基本計画策定委員会設置条例

平成29年 3月29日 条例第16号

芽室町教育振興基本計画策定委員会設置条例

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるため、芽室町教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、芽室町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、芽室町教育振興基本計画の策定に関し、必要な調査と審議を行い、教育委員会に答申するものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 芽室町立学校の教職員
- (3) 芽室町立学校の保護者
- (4) 芽室町社会教育委員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱したときに始まり、当該諮問に係る答申をもって終わる。

2 委員の欠員により新たに委嘱する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表し、その会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、必要があるときは、教育委員会において招集することができる。

- 2 策定委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

日程第10

議案第3号

芽室町教育支援委員会委員委嘱の件

芽室町教育支援委員会規則第4条の規程に基づき、委員を委嘱しようとするもの
あります。

平成30年4月26日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

芽室町教育支援委員会委員委嘱（後任）予定者名簿

○委嘱予定者	織 茂 竜二郎	上美生小学校長
	大 村 篤 志	芽室西小学校長
	児 玉 貴 子	芽室南小学校教諭
	三 村 政 仁	上美生中学校教諭
	宮 本 和 也	芽室西中学校教諭

○委嘱期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

○委嘱の理由

平成30年4月1日付の教職員人事異動により欠員となった委員の後任を委嘱しようとするものです。

なお、委嘱期間については、前任者の残任期間とするものであります。

芽室町教育支援委員会委員名簿

委員 17名

委嘱期間 平成29年4月1日～平成31年3月31日までの2年間

氏名	選出区分	所属及び職名	備考
佐々木 修一	教育職員	芽室小学校長	
織茂 竜二郎	教育職員	上美生小学校長	H30年4月1日～
大村 篤志	教育職員	芽室西小学校長	H30年4月1日～
大熊 孝史	教育職員	芽室南小学校長	
程野 仁	教育職員	芽室中学校長	
竹田 義隆	教育職員	上美生中学校長	
豊田 利一	教育職員	芽室西中学校長	
金曾 奈穂美	教育職員	芽室小学校教諭	
佐藤 満麗	教育職員	上美生小学校教諭	
千葉 三枝	教育職員	芽室西小学校教諭	
児玉 貴子	教育職員	芽室南小学校教諭	H30年4月1日～
加藤 哲矢	教育職員	芽室中学校教諭	
三村 政仁	教育職員	上美生中学校教諭	H30年4月1日～
宮本 和也	教育職員	芽室西中学校教諭	H30年4月1日～
秋葉 正昭	学識経験者	芽室幼稚園長	
有本 和晃	関係行政機関の職員	子育て支援課	
清末 有二	関係行政機関の職員	子育て支援課	

芽室町教育支援委員会規則（抜粋）

第3条（組織）支援委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

医師、学識経験者、教育職員、児童福祉施設の職員、関係行政機関の職員

○芽室町教育支援委員会規則

昭和60年4月1日教委規則第3号

改正

平成10年4月1日教育委員会規則第10号

平成19年3月26日教育委員会規則第2号

平成27年1月30日教育委員会規則第1号

芽室町教育支援委員会規則

(設置)

第1条 障害のある又は特別な配慮が必要な就学予定者、児童及び生徒に対して、適切な就学の支援を行うとともに、就学後においても一貫した支援を行うため、芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、芽室町教育支援委員会（以下「支援委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 支援委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

(1) 障害のある又は特別な配慮が必要な就学予定者、児童及び生徒の心身の障害の種類及び程度の判断について調査及び審議を行い、その結果を教育長に報告すること。

(2) 教育長が特に必要と認めること。

2 支援委員会は、障害の状態に応じた適切な教育又は就学指導について必要があると認めるときは、教育委員会に意見を具申することができる。

(組織)

第3条 支援委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 医師

(2) 学識経験者

(3) 教育職員

(4) 児童福祉施設の職員

(5) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 支援委員会に委員長、副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は必要に応じて会議を招集し会務を掌理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(専門委員)

第7条 支援委員会は、専門事項を調査するために専門委員を置くことができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、支援委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年教委規則第10号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年教委規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月30日教委規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

日程第 1 1

議案第 4 号

芽室町教育研究所所員委嘱の件

芽室町教育研究所運営規則第 2 条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

平成 3 0 年 4 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 武 田 孝 憲

芽室町教育研究所所員委嘱（後任）予定者名簿

○委嘱予定者 松 井 眞 治 芽室西中学校教頭
 西 田 智 美 芽室小学教諭
 山 田 洋 芽室南小学校教諭

○委嘱期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

○委嘱の理由

平成30年4月1日付の教職員人事異動により欠員となった委員の後任を委嘱しようとするものです。

なお、委嘱期間については、前任者の残任期間とするものであります。

芽室町教育研究所職員名簿

職 員 9名

委嘱期間 平成29年4月1日～平成31年3月31日

所 属	職 名	氏 名	備 考
芽室南小学校	校 長	大 熊 孝 史	
芽室西中学校	教 頭	松 井 眞 治	平成30年4月1日～
芽室小学校	教 諭	西 田 智 美	平成30年4月1日～
上美生小学校	教 諭	竹 内 拓	
芽室西小学校	教 諭	森 田 昌 宏	平成29年12月1日～
芽室南小学校	教 諭	山 田 洋	平成30年4月1日～
芽室中学校	教 諭	千 田 眞 紀	
上美生中学校	教 諭	小 川 志 歩	
芽室西中学校	教 諭	齋 藤 修 一	

○芽室町教育研究所運営規則

昭和48年7月14日教委規則第2号

改正

昭和52年12月16日教育委員会規則第6号

平成4年2月27日教育委員会規則第2号

芽室町教育研究所運営規則

第1条 芽室町教育研究所（以下「研究所」という。）の組織及び運営は、この規則の定めるところによる。

第2条 職員の委嘱は22人以内とし、芽室町内小中学校の推せんをまって教育委員会が行い任期は2年とする。ただし、欠員により委嘱された職員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 運営に要する経費は、町費その他をもって充てる。

第4条 研究所は、研究所の状況及びその成果を教育委員会に報告しなければならない。

第5条 職員の出張にかかわる旅費は、職員旅費支給条例（昭和26年条例第23号）に準ずる。

第6条 その他研究所の運営に必要な事項は、芽室町内小中学校の意見を聞いて研究所長が定める。

附 則

この規則は、昭和48年7月14日から施行する。

附 則（昭和52年教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年教委規則第2号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

